

第七条 指定手数料

〔所定の指定手数料〕 (1) 所定の手数料は、(2)の規定が適用される場合を除くほか、各指定締約国についての指定手数料を含む。

〔個別の指定手数料〕

(2) 締約国であつてその官庁が審査官庁であるもの及び政府機関である締約国は、宣言により、これらの締約国が指定されている国際出願及び当該国際出願による国際登録の更新について、(1)に規定する所定の指定手数料を個別の指定手数料によって置き換えることを事務局長に通告することができる。当該個別の指定手数料の額は、当該宣言において表示するものとし、その後の宣言において変更することができる。それらの締約国は、最初の保護期間及び各更新期間について又は当該締約国が認める最長の保護期間について、当該個別の指定手数料の額を定めることができる。もつとも、当該個別の指定手数料は、当該締約国の官庁が同じ数の意匠に対して同じ期間の保護を付与するために出願人に支払わせることができる額から国際手続の利用による節約分を減じた額に相当する額を上回ることができない。

〔指定手数料の移転〕

(3) 国際事務局は、締約国について支払われた(1)及び(2)に規定する指定手数料を当該締約国に移転する。

第八条 不備の補正

〔国際出願の審査〕

(1) 国際事務局は、国際出願の受理の時に当該国際出願がこの改正協定及び規則の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し所定の期間内に必要な補正をするよう求める。

〔補正されない不備〕

(2) (a) 国際出願は、出願人が所定の期間内に(1)に規定する求めに応じない場合には、(b)の規定が適用される場合を除くほか、放棄されたものとみなす。

(b) 第五条(2)の規定に関連する不備又は締約国が規則に従つて事務局長に通告した特別の要件に関連する不備がある場合において、出願人が所定の期間内に(1)に規定する求めに応じないときは、国際出願は、それらの要素又は要件を要求した締約国の指定を含まないものとみなす。

第九条 国際出願の出願日

〔直接の国際出願〕

(1) 出願日は、国際出願が国際事務局に対して直接にされる場合には、(3)の規定が適用される場合を除くほか、国際事務局が当該国際出願を受理した日とする。

〔間接の国際出願〕

(2) 出願日は、国際出願が出願人の締約国の官庁を通じてされる場合には、所定の方法により決定する。

〔特定の不備のある国際出願〕

(3) 出願日は、国際事務局が国際出願を受理した日において、当該国際出願に出願日の延期を要する所定の不備がある場合には、国際事務局が当該不備の補正を受理した日とする。

第十条 国際登録、国際登録の日、公表及び国際登録の秘密の写し

〔国際登録〕

(1) 国際事務局は、国際出願を受理した後直ちに、又は第八条の規定に従つて補正をするよう求められている場合には必要な補正を受理した後直ちに、国際出願の対象である意匠を登録する。その登録は、第十一条の規定に従つて公表が延期されるか否かにかかわらず、するものとする。

〔国際登録の日〕

(a) 国際登録の日は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、国際出願の出願日とする。

(b) 国際登録の日は、国際事務局が国際出願を受理した日において、当該国際出願に第五条(2)の規定に関連する不備がある場合には、国際事務局が当該不備の補正を受理した日又は国際出願の出願日のいずれか遅い日とする。

〔公表〕

(3) 国際登録は、国際事務局が公表する。その公表は、全ての締約国において十分なものとみなされるものとし、名義人が他の方法による公表を求められないものとする。

〔公表前の秘密の保持〕

(4) 国際事務局は、(5)及び次条(4)(b)の規定が適用される場合を除くほか、公表するまで国際出願及び国際登録を秘密のものとして取り扱う。

〔秘密の写し〕

(5) 国際事務局は、登録の後直ちに送付される国際登録の写しを受け取ることを希望する旨を国際事務局に通報しており、かつ、国際出願において指定されている官庁に対し、当該国際出願に添付されている関連のある証明書、文書又は見本と共に当該写しを登録の後直ちに送付する。

(b) 官庁は、国際事務局が国際登録を公表するまで、国際事務局によって送付された当該国際登録の写しを秘密のものとして取り扱うものとし、また、当該国際登録の審査及び当該官庁が権限を有する締約国において又は当該締約国についてされた意匠の保護を求める出願の審査の目的のためにのみ、当該写しを使用することができる。特に、当該官庁は、当該国際登録の根拠となる国際出願をする資格についての紛争に係る行政的又は法的手続を目的とする場合を除くほか、当該国際登録の名義人以外の当該官庁の外部のいかなる者に対しても、当該国際登録の内容を漏らすことができない。当該行政的又は法的手続の場合には、当該国際登録の内容は、当該行政的又は法的手続に關係する当事者であつて秘密の保持を尊重する義務を負うものに対し、秘密のものとしてのみ開示することができる。

第十一条 公表の延期

〔公表の延期に関する締約国の法令〕

(1) 締約国は、自国の法令が意匠の公表の延期について所定の期間よりも短い期間を規定している場合には、宣言により、認められる延期の期間を事務局長に通告する。

(b) 締約国は、自国の法令が意匠の公表の延期について規定していない場合には、宣言によりその事実を事務局長に通告する。

〔公表の延期〕

(2) 国際出願が公表の延期の請求を含む場合には、当該公表は、次の時に行う。

(i) 国際出願において指定された締約国も(1)の規定に基づく宣言を行っていない場合には、所定の期間の満了の時

(ii) 国際出願において指定された締約国のいずれかが(1)(a)の規定に基づく宣言を行っていない場合には、当該宣言において通告された期間の満了の時又は、当該宣言を行った指定された締約国が二以上あるときは、当該締約国の宣言において通告された最も短い期間の満了の時

〔適用される法令により延期することができない場合の延期の請求の取扱い〕

(3) 公表の延期が請求され、かつ、国際出願において指定された締約国のいずれかが自国の法令により公表を延期することができないことについて(1)(b)の規定に基づいて宣言を行っている場合には、

(i) 国際事務局は、(ii)の規定が適用される場合を除くほか、その旨を出願人に通知する。当該出願人が所定の期間内に国際事務局に対する書面による届出により当該宣言を行った締約国の指定を取り下げない場合には、国際事務局は、当該公表の延期の請求を考慮しない。

(ii) 国際事務局は、当該公表の延期の請求を考慮することによって意匠の見本が添付された場合には、当該宣言を行つている締約国の指定を考慮しないものとし、その旨を出願人に通知する。

〔早期の公表又は国際登録への特別なアクセスの請求〕

(4) 早期の公表又は国際登録への特別なアクセスの請求

(a) 名義人は、(2)の規定により適用される延期の期間中いつでも、国際登録の対象である意匠の一部又は全部の公表を請求することができる。この場合には、延期の期間は、国際事務局がその請求を受理した日に満了したものとみなす。

(b) 名義人は、(2)の規定により適用される延期の期間中いつでも、国際事務局に対し、国際登録の対象である意匠の一部若しくは全部について抄本を自己が定める第三者に提供しよう、又は当該第三者に対して当該意匠の一部若しくは全部へのアクセスを認めるよう請求することができる。